

令和6年度加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、予算の範囲内で加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、市内において国が定める医療的ケア児保育支援事業実施要綱に規定される事業を実施する者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる補助基準額と右欄に掲げる対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額とする。

(補助金の交付の要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、次の各号の要件のいずれも満たさなければならない。

- (1) 保育所等の開所日のうち平日（月曜日から金曜日まで）の1日8時間の受入れ体制を整えること。
- (2) 原則、1園当たり医療的ケア児2名以上の受入れ体制を整えること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて指定する期日までに市長へ提出しなければならない。

- 2 補助申請者は、前項に規定する補助金の交付申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金交付（不交付）決定通知書(様式第2号)により、速やかにその旨を補助申請

者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき、又は第6条の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて、14日以内に市長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者へ交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金請求書（様式第5号）を速やかに市長へ提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年10月21日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

別表（第3条関係）

補助基準額	対象経費
(1) 基本分 1 か所当たり年額 5, 290, 000円 ※看護師等を配置して医療的ケアを行う場合	医療的ケア児保育 支援事業に 必要な経費
(2) 加算分 ア 研修受講支援加算 1 か所当たり年額 300, 000円	
イ 保育補助者配置加算 1 か所当たり年額 2, 232, 000円	
ウ 医療的ケア児の備品補助 1 か所当たり年額 100, 000円	
エ 災害対策備品整備 1 か所当たり年額 100, 000円	

(注) 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金交付申請書

年 月 日

加古川市長 様

補助申請者
所 在 地
施 設 名

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、令和6年度加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	令和6年度
補 助 金 の 名 称	加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金
補 助 事 業 の 名 称	医療的ケア児保育支援事業
補 助 事 業 の 内 容	
補助金の交付申請額	円
補助事業の着手及び完了年月日	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	1 事業実施計画書 2 収支予算書 3 雇用契約書等の看護師の雇用が確認できる書類 4 看護師等の免許証の写し

加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長 

補助金の交付について次のとおり決定しましたので、令和6年度加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

補 助 年 度	令和6年度
補 助 金 の 名 称	加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金
交 付 申 請 年 月 日	年 月 日
補 助 事 業 の 名 称	医療的ケア児保育支援事業
補 助 事 業 の 内 容	
交 付 の 可 否	交 付 ・ 不 交 付
不 交 付 の 理 由	
補助金の交付決定額	円
補助金の交付条件	
交 付 申 請 書 の 取 下 申 出 期 間	年 月 日まで

加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金実績報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者
所 在 地
施 設 名

代表者氏名

令和6年度加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、補助事業の実績を次のとおり報告します。

補 助 年 度	令和6年度
補 助 金 の 名 称	加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金
補 助 事 業 の 名 称	医療的ケア児保育支援事業
交付決定年月日及び番号	年 月 日 第 号
補助金の交付決定額	円
補 助 金 精 算 額	円
補助事業の実績内容	
添 付 書 類	1 収支決算書 2 その他

加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長



補助金の額を確定したので、令和 6 年度加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり通知します。

補 助 年 度	令和 6 年度
補 助 金 の 名 称	加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金
補 助 事 業 の 名 称	医療的ケア児保育支援事業
交付決定年月日及び番号	年 月 日 第 号
補助金の交付決定額	円
補 助 金 確 定 額	円
そ の 他	

加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金請求書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者
所在地
施設名

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、令和6年度加古川市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

補 助 年 度	令和6年度
補 助 金 の 名 称	医療的ケア児保育支援事業補助金
補 助 事 業 の 名 称	医療的ケア児保育支援事業
確定通知年月日及び番 号	年 月 日 第 号
補 助 金 交 付 済 額	円
補 助 金 請 求 額	円
添 付 書 類	

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

(代表者氏名)

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称	
交付決定年月日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額	円		
補 助 金 の 交 付 申 請 時 に 減額した消費税等仕入控除税額 ※ 1	円		
消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税等仕入控除税額 ※ 2	円		
補 助 金 返 還 相 当 額 (※ 2 の額から※ 1 の額を差し引いた額)	円		
添 付 資 料	1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他（補助金返還相当額が分かる資料）		